

盛岡市立あべたて保育園移管先法人候補者選定要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市立あべたて保育園の移管先法人の選定に当たり、公募に応じ申請のあった法人（以下「申請者」という。）の中から移管先法人候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査員)

第2 移管先法人の候補者の選定は、盛岡市立あべたて保育園移管先法人選定委員会委員（以下「審査員」という。）が行う。

(選定の基準)

第3 選定の基準は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 安定的・継続的に保育所運営ができるものであること。
- (2) 信頼できる良好な保育の実施が可能であること。
- (3) 保育のサービスの向上に対する取組ができるものであること。
- (4) あべたて保育園からの直線距離が概ね1kmの範囲内に、運営している認可保育所又は幼保連携型認定こども園が所在していること。

(審査の方法)

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき定める「盛岡市立あべたて保育園移管先法人候補者選定審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、各審査員が5段階評価により各項目1点から5点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に各項目にあらかじめ定める掛け率を掛け、審査点を算定するものとする。

2 評価表の策定に当たっては、審査員の意見を聴くものとする。

(選定の方法)

第5 第4の審査の結果から、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者を移管先法人候補者とする。ただし、いずれの申請者も満点の合計点数の100分の60に満たない場合は、移管先法人候補者なしとする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目2及び3の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者を移管先法人候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の大項目2及び3の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目3の項目における審査員の審査点の合計の最も多い申請者を移管先法人候補者とする。

4 前項の場合において、評価表の大項目3の項目における審査員の審査点の合計の最も多い申請

者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって移管先法人候補者を決定するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、評価表の中項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は、失格とする。

(評価表の公表)

第6 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(審査の公開)

第7 審査は、聴き取りによる審査に限り公開で行うものとする。

(選定結果等の公表)

第8 選定結果は申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第9 選定に関する庶務は、子ども未来部子育てあんしん課において処理する。